

# 警備業務委託契約書(案)

委託業務の名称 機械警備業務委託(ダム管理)

委託業務の番号 第 24-41380-0004 号

委託業務の場所 いわき市小川町高萩字釜ノ前地内  
小玉ダム

委託料の額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円也)

契約保証金 金 円也

上記の委託業務について、福島県を発注者とし、を受注者として、次の各条項に定めるところにより、福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年福島県条例第70号)第3号の規定に基づく契約を締結する。

## (業務の履行)

第1条 受注者は、発注者及び発注者の指定する係員の指揮監督のもと、誠実にこの業務を履行しなければならない。

## (契約期間)

第2条 この契約の契約期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

ただし、翌年度以降この契約に係る予算の減額または削除があった場合、発注者はこの契約を解除できるものとする。

2 前項ただし書きの場合において、発注者はこれによって生じた受注者の損害については、その責めを負わない。

## (業務の仕様等)

第3条 受注者は、発注者より別途掲示される警備業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき、前条第1項に定める期間中、頭書の金額をもって頭書の業務を実施するものとする。

2 仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、受注者は、発注者の指示に従うものとする。

## (業務に係る機器及び配線等の設置及び撤去)

第4条 受注者は、委託業務を開始するにあたり、必要な機器及び配線等を設置する場合は仕様書によるものとし、設置が完了したときは、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、契約期間の終了、契約の解除、または契約の変更等により、設置した機器及び配線等を撤去する必要がある場合は仕様書によるものとし、撤去が完了したときは、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 第1項及び第2項にかかる経費は、受注者の負担とする。

## (検査)

第5条 発注者は、前条の報告書を受理したときは、速やかに受注者に立会を求めて業務の履行について確認を行わなければならない。

2 前項の検査の結果不合格となり、業務の補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。

3 受注者は、前項の規定により命ぜられた補正を完了したときは、発注者に補正完了の届けを提出して検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第1項の規定を準用する。

(毎月の報告義務)

第6条 受注者は毎月の業務遂行の状況をとりまとめて、業務報告書により翌月10日まで発注者に報告するものとする。

(業務報告書の確認)

第7条 発注者は、前条の報告書を受理したときは、10日以内に業務の履行について確認を行わなければならない。

2 前項の確認の結果、業務の補正が必要となった場合は、発注者受注者協議して当該補正を行うものとし、これにより契約の変更等が必要な場合は、第14条によるものとする。

(委託料の請求及び支払い)

第8条 受注者は、前条第1項により適切に業務を遂行したと認められたときは、速やかに適法な請求書により委託料の支払いを発注者に請求する。

2 発注者は、前項の規定による支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

3 各月の委託料の支払額は別表のとおりとする。

(遅延利息)

第9条 発注者は正当な理由なく前条第2項の期間内に契約金額の全部または一部を支払うことができないときは、期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じて、当該未払代金に対し年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を支払うものとする。

(損害負担)

第10条 義務の実施に関し、受注者の責めに帰すべき理由により発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)のため必要を生じた経費は、一件の事故について10億円を限度として、受注者の負担とする。

(発注者の免責事項)

第11条 警備要員の警備任務中における身体上の事故については、発注者は、一切その責任を負わないものとする。

(受注者の免責事項)

第12条 受注者は、次の各号に起因する事故については、損害または補償の責を負わない。

- 一 建造物、施設、または物品自体の瑕疵若しくは発注者の管理上の瑕疵に基づく場合。
- 二 天災地変、暴動、日本電信電話株式会社回線等の不通、その他不可抗力により、受注者が警備を実施することが不可能となった場合。
- 三 警備対象物件に設置した機器について、発注者または発注者の職員若しくは発注者の関係者が、受注者と協議することなく、移転、変更、撤去あるいは加工等をした場合。
- 四 発注者の職員、出入業者の故意または過失に基づく場合。

(発注者の解除権及び違約金)

第13条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部または一部を解除することができる。

- 一 受注者が解除を申し出たとき。
- 二 受注者またはその代理人若しくは担当職員等に不正の行為があったとき。
- 三 受注者が第15条の規定に違反したとき。
- 四 前各号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することが出来ないと発注者が認めたとき。
- 五 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者が前項の規定により契約の全部または一部を解除したときは、受注者は違約金として契約金額または契約解除部分相当額の10分の1を発注者に納付しなければならない。また、契約解除により発注者に損害を及ぼしたときは、発注者が算定する損害額を受注者は発注者に納付しなければならない。ただし、天災地災、不可抗力等受注者の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

3 発注者は、第1項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときには、受注者に対し、30日前までに書面にて解除の通知をしたうえで、契約を解除することができる。

（契約の変更等）

第14条 発注者は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、または一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、発注者、受注者協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者、受注者協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第15条 受注者は、この契約によって生ずる権利または義務をいかなる方法をもってするを問わず、譲渡し、承継させ、または担保に供してはならない。

（再委託等の禁止）

第16条 受注者は、委託業務の全部または一部を他に委託し、あるいは請け負わせてはならない。ただし、書面によりあらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

（談合による損害賠償）

第17条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、第13条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に該当する額を請求し、受注者はこれを納付しなければならない。ただし、次の各号の一から四までのうち命令または審決の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合

はこの限りではない。

- 一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第7項又は同条第52条第5項の規定により確定したとき。
  - 二 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
  - 三 受注者が、独占禁止法第66条に規定する審決(同法第66条第3項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。)を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
  - 四 受注者が、独占禁止法第77条の規定による審決の取消しの訴えを提訴し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
  - 五 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員またはその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、発注者が受けた損害額が、前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、発注者はその超過分に対して賠償を請求することができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第18条 この契約に基づく遅延利息、違約金または賠償金として、発注者が受注者から徴収すべき金額があるときは、発注者はこれを契約代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 発注者は、この契約に基づき発注者が受注者に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、受注者に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、または参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 発注者は、受注者が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、または調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部または一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(秘密の保持)

第19条 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員またはその使用人を含む。)は業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

この契約終了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(代表者変更の届出)

第21条 受注者は、代表者に変更があつたときは、遅延なく代表者変更に係る登記簿謄本、その他のこれを証する書面を添えて発注者に届け出なければならない。

(契約外の事項)

第22条 この契約に定めない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、発注者、受注者協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第23条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 福島県  
福島県いわき建設事務所長 ○○ ○○

受託者 住所  
氏名

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、発注者より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出し、確認を受けなければ

ならない。

(事故発生時における報告等)

- 第9 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について発注者の指示に従うものとする。

(調査監督等)

- 第10 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。
- 2 受注者は、前項における報告について、発注者が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

- 第11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

- 第12 受注者は、第4条第3項に基づき個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。)に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

- 第13 受注者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

- 第14 受注者又は受注者の従事者(受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

- 第15 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。





